

別表 4 (第36条関係)

安全対策基準（海水浴場）

	安全対策項目	判定	備考
◎	海水浴場の区域を標示する看板等	適・不適	
◎	遊泳者が安全に遊泳できる区域を標示する旗、浮標、立標等	適・不適	
◎	遊泳上の遵守事項を記載した看板等	適・不適	
◎	遊泳上の遵守事項等を放送する放送設備	適・不適	
◎	救命浮輪及び救命ロープの配備	適・不適	
◎	救命ボートの配備	適・不適	
◎	監視人の配置	適・不適	
◎	水難救助員の配置	適・不適	
◎	事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
○	監視台の設置	適・不適	
○	救急用品を備えた救護所の設置	適・不適	
○	非常連絡用電話の設置	適・不適	
○	応急処置用人口蘇生器の配置	適・不適	
○	遊泳禁止標示用器材の整備	適・不適	
○	海洋危険生物被害防止器材等の整備	適・不適	
◎	水難救助員に必要な知識及び能力の向上	適・不適	

別表 5 (第36条関係)

安全対策基準 (プレジャーボート提供業)

	安全対策項目	判定	備考
◎	航行に危険があると認められる場合の措置	適・不適	
◎	航行に危険があると認められる者に対する措置	適・不適	
◎	水難救助員の配置	適・不適	
◎	救命浮輪の配備	適・不適	
◎	ロープの配備	適・不適	
◎	救命ボートの配備	適・不適	
◎	風波、潮流等の情報の提供	適・不適	
◎	安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
◎	事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
◎	航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
◎	緊急連絡用の通信手段の整備	適・不適	
◎	利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
◎	事業に従事する者及び水難救助員に必要な知識及び能力の向上	適・不適	

別表 6（第36条関係）

安全対策基準（条例第13条第 1 項第 2 号の事業）

	安全対策項目	判定	備考
◎	風波、潮流等の情報の提供	適・不適	
◎	安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
◎	航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
◎	緊急連絡用の通信手段の整備	適・不適	
◎	利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	

別表 7 (第36条関係)

安全対策基準 (潜水業)

	安全対策項目	判定	備考
◎	資格要件を具備したガイドダイバーの配置	適・不適	
◎	潜水具の点検	適・不適	
◎	安全な潜水ができないおそれのある者に対する潜水の禁止	適・不適	
◎	危険が生ずるおそれがある場所での潜水の禁止	適・不適	
◎	潜水者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
◎	ガイドダイバーの名簿の備付け	適・不適	
◎	事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
◎	潜水上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
◎	緊急連絡用の通信手段の整備	適・不適	
◎	救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配備	適・不適	
◎	ガイドダイバーに必要な知識及び能力の向上	適・不適	

別表 8 (第36条関係)

安全対策基準 (スノーケリング業)

	安全対策項目	判定	備考
◎	資格要件を具備したスノーケリングガイドの配置	適・不適	
◎	スノーケリング器具の点検	適・不適	
◎	安全なスノーケリングができないおそれのある者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	
◎	危険が生ずるおそれがある場所でのスノーケリングの禁止	適・不適	
◎	スノーケリング者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
◎	スノーケリングガイド名簿の備付け	適・不適	
◎	事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
◎	スノーケリング上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
◎	緊急連絡用の通信手段の整備	適・不適	
◎	救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配備	適・不適	
◎	スノーケリングガイドに必要な知識及び能力の向上	適・不適	